

亀城公園・洲原公園・大手公園・逢妻川緑地&桜づつみ

イベント等利用における手引き

《イベント主催者向け》



令和 8 年 1 月

刈谷市 都市公園部 公園緑地課
電話：0566-62-1023
Mail : kouen@city.kariya.lg.jp

《目次》

目次	1
1 はじめに	2
2 利用までの流れ	3
3 利用にあたって	4 ~ 6
1) 基本理念	4
2) 出店対象	4
3) 出店資格	4
4) 遵守事項	4
5) 出店可能時間	5
6) 公園使用料	5
7) その他	6
4 利用可能な公園	7 ~ 15
1) 亀城公園	7 ~ 8
2) 洲原公園	9 ~ 10
3) 大手公園	11 ~ 13
4) 逢妻川緑地・桜づつみ	14 ~ 15
5 参考資料	16 ~ 20
1) 許可申請の手続	16
2) 公園内行為許可申請書 記入例	17
3) 公園等占用許可申請書 記入例	18
4) 企画書 記入例	19
5) 市所有駐車場利用依頼書 記入例	20



1 はじめに

令和5年3月策定の緑の基本計画では、「環境」「安全」「活力」「生活」「活用」の5つの視点に基づき、緑を中心とする自然環境の機能を社会における様々な課題解決に活用する『グリーンインフラ』として捉え、その目標・効果として、環境・安全を「まもる緑」、活力を「つくる緑」、質を「たかめる緑」、市民を「つなぐ緑」（緑の活用）を基本方針としています。

その中で「つくる緑」では、持続可能な成熟した都市を形成するために、地域の歴史や文化資源、地域の特性や強みをいかし、民間との連携を図るなど、都市の活力をつくる緑のまちづくりを推進しています。

本手引きは、一定の収容規模がある亀城公園、洲原公園、大手公園、逢妻川緑地・桜づみの4か所の公園及び緑地（以下、「公園等」という。）において、民間の柔軟な発想によるイベント・サービス等の実施を促進することで、都市の魅力、活力、憩いを生み出す貴重な空間である公園の更なる利用者増進を図るために策定しました。



2 利用までの流れ

主催者による事前調査　：イベント企画～事前相談前

イベント開催公園等の選定・使用箇所の概算



事前相談・仮予約　：イベント 1 年前～ 1 か月前

刈谷市公園緑地課（0566-62-1023）へ問合せ

- ・資料を交えた企画内容の打合せ
- ・仮予約はイベントの 1 年前から 1 か月前まで
- ・大規模なイベントについては、地区や関連施設等と事前に調整



公園内行為許可申請書又は公園等占用許可申請書の提出　：イベントの 15 日前まで

刈谷市公園緑地課へ 15 日前までに申請

- ・申請書の記入・添付資料については、P16 参考資料を参照



申請書の審査、許可書・納付書の発行

提出された申請書の審査

内容が適当であれば刈谷市から申請者宛て許可書・納付書を郵送

- ・公園使用料については、P5～6 を参照



使用料の納付

納付書に記載された納付期限までに指定の金融機関で使用料を納付



イベントの実施

安全管理

利用後は原状復旧（イベント等に起因するゴミも適正に処理）

3 利用にあたって

1) 基本理念

公園等の賑わい創出や利用増進に資するため、公園等の来園者に向けたイベント等であること。

2) 出店対象

- ・刈谷市の公園の魅力向上に寄与できること。(SNSでの発信、清掃等)
- ・イベント等による公園等の賑わい創出や利用増進に資することが目的であるため、個人での出店ではなく、主催者がおおむね5店舗以上募って開催するものであること。
- ・公の施設での開催であるため、主たる目的が企業・商品等の宣伝でないこと。
- ・販売する物品の価格が、著しく高額なものでないこと。

3) 出店資格

- ・食品営業許可証等、当該施設での営業に伴い関係法令上必要となる許可、資格等を有していること。
- ・国税及び地方税について滞納がないこと。
- ・「刈谷市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置対象となる法人等でないこと。
- ・破産法に基づき破産手続開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされた者又はこれに類似する倒産手続の申立てがなされた者でないこと。

4) 遵守事項

- ・イベント等の実施に際して、関係法令を遵守すること。
- ・公園等の風紀を乱すおそれがないこと。
- ・指定された場所及びテント又はキッチンカー以外で火気を使用しないこと。
- ・事業に伴って発生したごみ等は、事業者の責任において適正に処理すること。
- ・公園施設を破損した場合や来園者からの苦情等を受けた場合には、速やかに公園管理者に連絡するとともに、事業者の責任において適切に対処すること。
- ・自然要因でテント等が飛来しないようおもりで十分に対策を講じるなど安全面に配慮して実施すること。
- ・今後の公園のあり方等を検討するため、本市のアンケート調査等に協力すること。

5) 出店可能時間

周辺環境に配慮して出店可能時間は、原則午前7時から午後9時までとする。この時間内での設営又は撤去が困難な場合には、公園管理者に相談すること。

6) 公園使用料

公園使用料は、刈谷市都市公園条例で定められています。

なお、既納の公園使用料は原則還付しませんので、あらかじめ御了承ください。

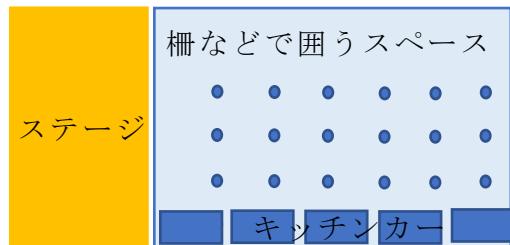
別表第2 抜粋（刈谷市都市公園条例第11条関係）

区分	単位	使用料	備考
行商、募金その他これらに類する行為を行う場合	1日1人につき	1,010円	
業として行う写真撮影	1日につき	1,010円	
業として行う映画の撮影	1日につき	1,010円	
興行	1平方メートル 1日につき	40円	1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとして計算する。
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合	1平方メートル 1日につき	40円	

※キッチンカーやテント等による販売は行商に該当し1日1店舗につき1,010円

※使用料は行為の区分ごとに積上げて算出

例) 1日でキッチンカー8台、テントでの販売3基、商品等PRブース4基（80m²）、体験ブース30m²、ステージ25m²、ステージ周辺を独占利用するスペース1,000m²



テント販売



体験ブース

・キッチンカー・テント販売	11店舗×1,010円×1日 = 11,110円/日
・商品等PRブース	80m ² ×40円×1日 = 3,200円/日
・体験ブース	30m ² ×40円×1日 = 1,200円/日
・ステージ	25m ² ×40円×1日 = 1,000円/日
・独占利用スペース	1,000m ² ×40円×1日 = 40,000円/日
	<u>合計 56,510円/日</u>

7) その他

- ・公園等でのイベント開催は、先着順を基本として、イベント開催の趣旨等を総合的に勘案して、開催が適当と認める場合に公園管理者が許可をする。
- ・公園等におけるイベント等の開催回数は、一般利用も考慮して1月当たり2回程度（当該月の休日の総日数の半数を超えないこと）を目安とする。
- ・公園等に設置されている水道又は電気コンセントを使用する場合には、原則実費相当額を主催者が負担すること。

なお、使用料がごく少量の場合等には、使用者が水道料金又は電気料金を負担することを要しないと公園管理者が認めた場合には、この限りでない。

- ・イベントに際して園路の幅員を3m以上確保し利用者の通行に支障を来さないこと。
- ・イベント会場内には許可を受けた行為以外の車両の乗り入れは認められない。
- ・イベントにより公園等のトイレのトイレットペーパーが不足した場合には、主催者で補充すること。
- ・イベントに伴い周辺道路等へ路上駐車することがないよう、事前周知や当日のアナウンス、定期的な見回りを主催者により実施すること。
- ・イベントが許可内容と異なる場合や、多数の近隣住民からの苦情が発生した場合には、次回以降に許可できない場合がある。
- ・急遽のイベントキャンセルは控えること（やむを得ない場合を除く）。次回以降に許可できない場合がある。
- ・やむを得ない事情（警報等）により中止と判断した場合、主催者がホームページやSNS等を利用してその旨周知すること。
- ・公園等内の他の施設（体育館や学習センターなど）の利用状況のみならず、会場周辺でのイベント状況等を把握し、来場予想数に応じて、適切な駐車場利用計画を立案すること（必要に応じて、他の施設を予約すること）。

4 利用可能な公園

1) 亀城公園

【イベント開催可能時期】

刈谷桜まつり開催中及び前後の期間を除く通年



【基本情報】

位置：刈谷市城町 1 - 1 - 1

都市計画決定面積（開設面積）：17.3 ha (14.1 ha)

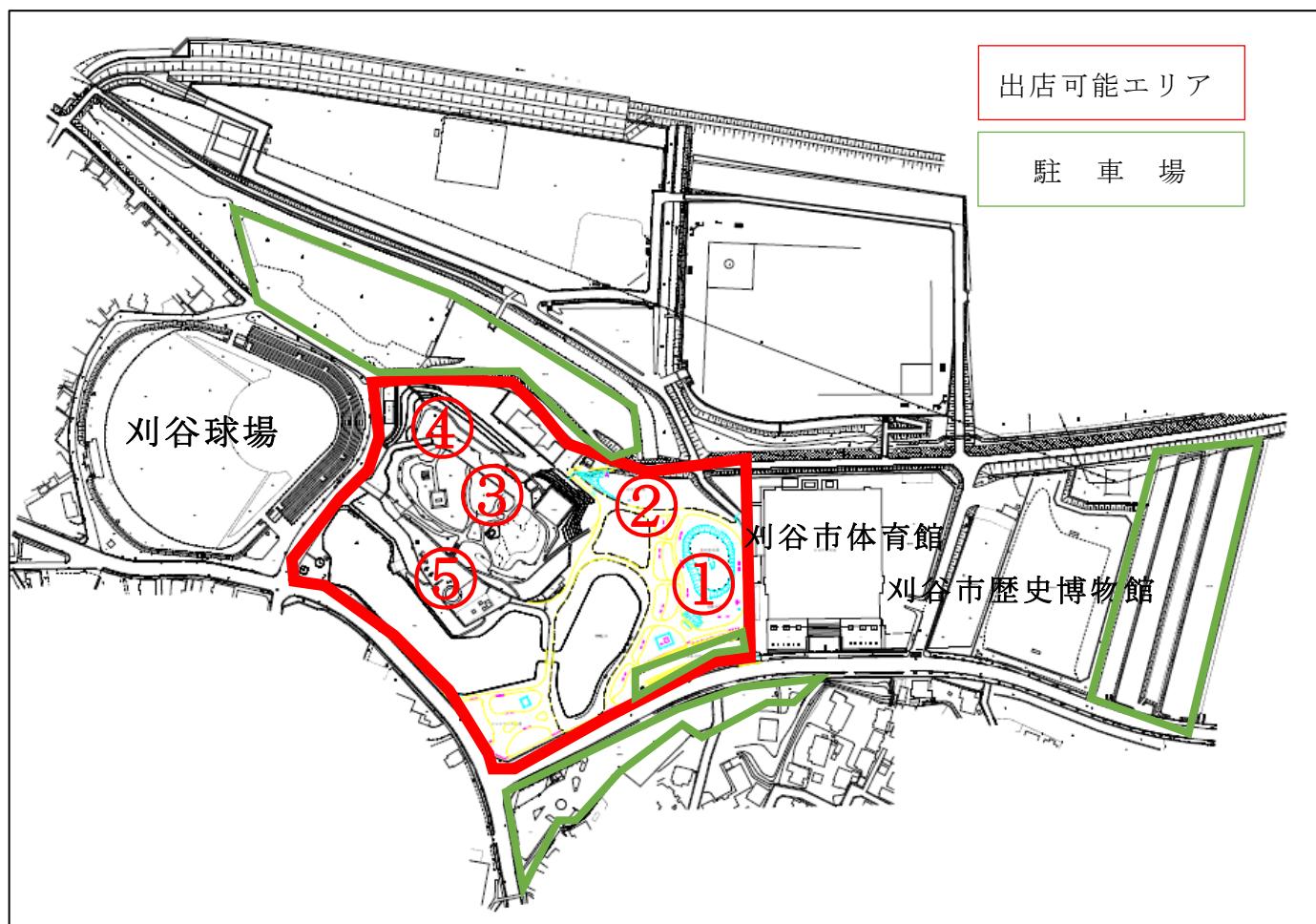
開設日：昭和 12 年 4 月 23 日

駐車台数：一般車 1,044 台、大型 5 台、身障者用 5 台

【特徴】

- ・刈谷城址を利用し、十朋亭、日本庭園、歴史博物館等歴史を感じることができる公園
- ・園内約 400 本のソメイヨシノ→開花時期には刈谷桜まつりを開催
- ・体育館や武道場、刈谷球場など豊富な運動施設
- ・刈谷市の中心地から近い立地条件

【出店可能エリア・現地状況】



※詳細の出店可能エリアについては、公園緑地課に御相談ください。



①



②



③



④



⑤



⑤

2) 洲原公園

【イベント開催可能時期】

刈谷桜まつり開催中及び前後の期間を除く通年



【基本情報】

位置：刈谷市井ヶ谷町洲原 4-1

都市計画決定面積（開設面積）：30.7 ha (26.3 ha)

開設日：昭和44年4月1日

駐車台数：一般車528台、軽自動車4台、大型4台、身障者用13台

【特徴】

- ・洲原池を中心に広がる松林を背景にした風光明媚な丘陵地
- ・園内約420本のソメイヨシノ（芝生広場他）→開花時期には刈谷桜まつり開催
- ・豊富なレクリエーション施設（プール、テニスコート、デイキャンプ広場、ロッジ等）
- ・国の天然記念物の小堤西池（カキツバタ群落）に近い立地

【出店可能エリア・現地状況】



※詳細の出店可能エリアについては、公園緑地課に御相談ください。



①



②



③



④



⑤



⑥

3) 大手公園（セントラルパーク）

【イベント開催可能時期】

通年

【基本情報】

位置：刈谷市大手町 2-25

都市計画決定面積（開設面積）：0.63ha（0.63, ha）

開設日：平成26年3月31日

駐車台数：専用駐車場なし*

*場合によっては職員第4駐車場、市役所第2駐車場（立体駐車場）を利用可能

→駐車場利用依頼書の提出が必要：P13・20を参照



【特徴】

- ・刈谷駅から徒歩圏内であり、刈谷市の中心市街地に位置
- ・マルシェ等の賑わい創出イベントの実績あり

【出店可能エリア・現地状況】



※詳細の出店可能エリアについては、公園緑地課に御相談ください。



①



①



①



②

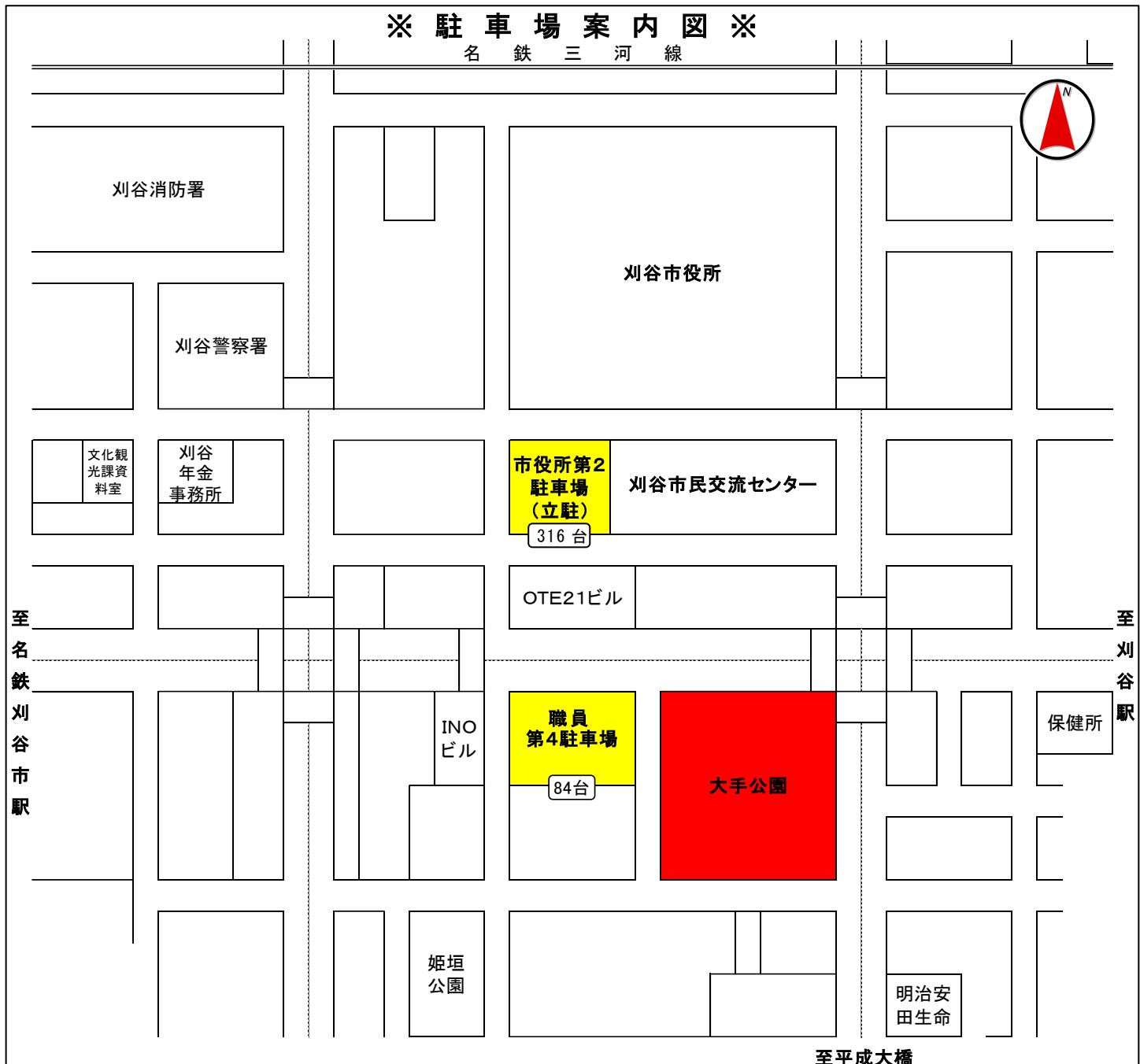


②



②

【駐車場案内図】



【注意事項】

- 利用日が平日ではなく、かつ、他のイベント等で駐車場利用があらかじめ見込まれないこと。
- 利用する駐車場が満車の場合、周辺に迷惑をかけないよう十分対策を講ずること。
- 必要に応じて警備員を配置するなど、周辺環境に配慮した計画を立案すること。
- 管理者の指示に従うこと。

【申請書類】 P 20 参照

4) 逢妻川緑地・逢妻川桜づつみ

【イベント開催可能時期】

通年

【基本情報】

位置：緑地 刈谷市築地町向島他、桜づつみ 泉田町折戸他

開設面積：16.8 ha・2.4 ha

開設日：平成10年3月31日・平成27年4月1日

駐車台数：一般車126台、身障者用3台

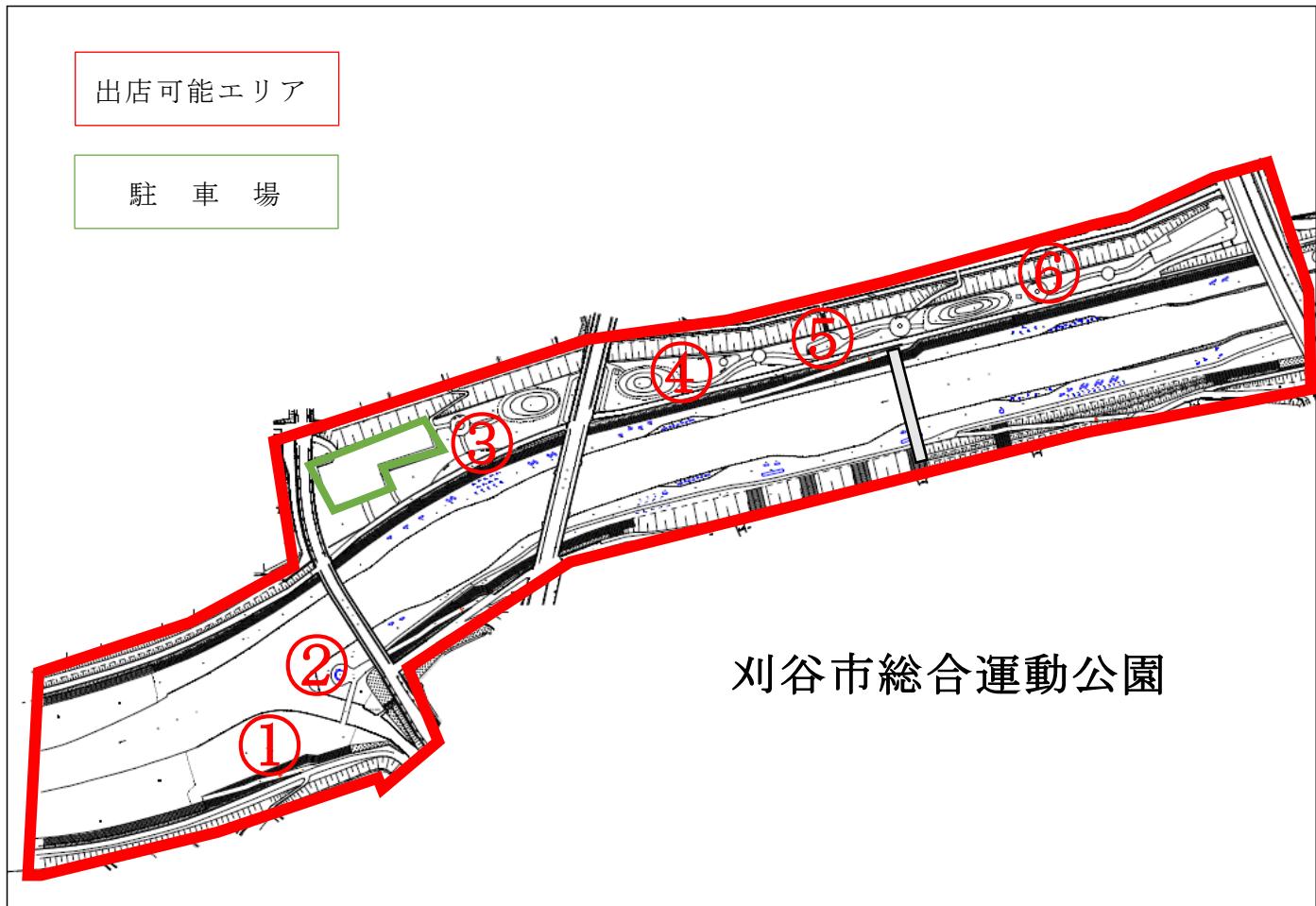
(運動公園内：一般車1,032台、身障者用15台)



【特徴】

- ・刈谷市のスポーツ拠点である総合運動公園に近接
- ・市民の健康増進と憩いの場
- ・緑地内には豊富な桜の樹種（約550本）

【出店可能エリア・現地状況】



※詳細の出店可能エリアについては、公園緑地課に御相談ください。

※河川管理施設を損傷させないこと。（堤防を掘削する等）



①



②



③



④



⑤



⑥

5 参考資料

1) 許可申請の手続

公園等内にステージやテントを含む仮設工作物^{*1}を設け、公園等を占用する場合には、公園管理者の許可（公園等占用許可）が必要です。

キッチンカーや体験スペース等で仮設工作物を設けない催しを行う場合にも、公園管理者の許可（公園內行為許可）が必要です。

申請書の記入については、P17又はP18を御参照ください。

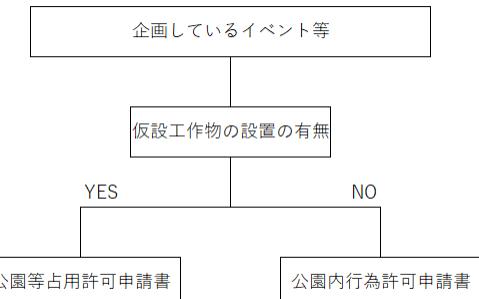
※1 仮設工作物

・・・一時的に設けられる工作物

仮設ステージ、テント（簡易テント除く）、櫓（やぐら）、
仮設トイレ、エアー遊具 等

・上記以外の工作物で判断に困る場合には、公園緑地
課にお問い合わせください。

『 判断フロー 』



●公園內行為許可申請書

申請書類・・・公園內行為許可申請書：記入例 P17 参照

添付書類・・・誓約書、企画書、出店者一覧表（販売品目含む）、
平面図（会場レイアウト）^{*2}

提出目途・・・イベントの15日前

提出方法・・・メール、郵送又は窓口での提出

●公園等占用許可申請書

申請書類・・・公園等占用許可申請書：記入例 P18 参照

添付書類・・・誓約書、企画書、出店者一覧表（販売品目含む）、
平面図（会場レイアウト）^{*2}、仮設工作物の構造図

提出目途・・・イベントの15日前

提出方法・・・メール、郵送又は窓口での提出

※2 体験ブース等で公園等を独占利用する場合には、使用面積が分かるようにすること。

●公園内行為許可申請書 記入例

許可No.....	課長	課長補佐	係長	係	公印使用
公園内行為許可申請書					下記のとおり許可してよろしいか
					令和 年 月 日
刈谷市長					
〒 448-〇〇〇〇 住所 愛知県刈谷市〇〇町〇〇					
団体名 株式会社〇〇〇〇					
責任者名 〇〇〇〇					
電話 〇×〇-△△△△-△△△△					
下記のとおり使用したいので、申請します。					
記					
公園名	亀城公園				
使用施設	<input checked="" type="checkbox"/> 園路・広場 <input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> 駐車場				
使用目的	〇〇マルシェ開催のため				
	集合予定人員 1,000人				
使用期間	令和〇年×月△日 午前 8時 00分				
	令和〇年×月△日 午後 9時 00分				
備考	刈谷市都市公園条例を守ります。 添付書類 誓約書、企画書、出店者一覧表(販売品目含む)、平面図(会場レイアウト)				

申請者（代表者）を記入

使用する公園名・施設

イベント名(内容)を簡素に記入
集合予定人数

使用時間は原則、
午前7時～
午後9時まで

●公園等占用許可申請書 記入例

公園等占用許可申請書	
令和 年 月 日	
刈谷市長	
申請者	住所 愛知県刈谷市○○町○○ 氏名 ○○ ○○ 職業 株式会社○○○○
下記のとおり、都市公園を占用したいので許可くださるよう申請します。 記	
占用する都市公園名	亀城公園
占用の位置	刈谷市刈谷市城町1-1-1
占用の面積	1,000 m ²
占用物件の種類及び数量	テント(2m×3m) 10基、仮設ステージ(5m×10m) 1基 仮設トイレ(2m×5m) 1基
占用物件の構造	別紙のとおり
占用の目的	○○マルシェ開催のため
占用の期間	令和○年○月○日 午前10時00分から 令和○年○月○日 午後 8時00分まで
工事の計画	別紙のとおり
工事の方法	別紙のとおり
工事の期間	令和○年○月○日 午前 7時00分から 令和○年○月○日 午後 9時00分まで
占用物件の管理方法	申請者が常時管理
都市公園の復旧方法	原状復旧
使用料	円
その他の	添付書類 誓約書、企画書、出店者一覧表(販売品目含む)、 平面図(会場レイアウト)、仮設工作物の構造図

申請者(代表者)を記入

公園名
位置は手引き記載あり

独占利用する面積

仮設工作物の種類・数量を記入

占用の期間
=イベント開催期間

工事の期間
=準備～撤去まで期間

手引きP5~6参照
算定が難しい場合には未記入

●企画書 記入例

企画書の様式については、任意です。イベント等の内容が把握できる独自に作成されたチラシや企画書等での代替えも可能です。

企 画 書

作成日：令和〇〇年〇〇月〇〇日

作成者：〇〇〇〇〇

連絡先：〇〇-〇〇〇〇〇

記入例

「イベント等利用における手引き」の記載内容について同意の上、イベント等内容における企画書を提出します。

項目	記入事項
イベント等名称	刈谷〇〇マルシェ
主 催	株式会社〇〇
開 催 日 時	令和〇年〇月〇日〇時〇分 ～令和〇年〇月〇日〇時〇分
設 営・撤 去 日 時	設営：令和〇年〇月〇日〇時〇分 撤去：令和〇年〇月〇日〇時〇分
開 催 场 所	亀城公園 大手公園・洲原公園・逢妻川緑地・桜づつみ
目 的・内 容	こだわりの食材や雑貨を販売するお店が集い、親しみやすいマルシェを開催し、にぎわいを創出する。
刈谷の公園等の魅力向上に寄与できる取組	・出店前後に落ち葉清掃の掃き掃除やゴミ拾いを実施 ・SNS(@〇〇)により公園の情報発信
同様のイベントの開 催 実 繢	開催日：R〇.〇.〇 開催場所：〇〇市〇〇公園 来場人数：5,000人
来 場 人 数 予 想	5,000人
出 店 者 数	キッチンカー 30店舗 テント(販売) 30店舗 その他(展示ブース 5店舗、ステージ1基)
公 園 の 水 道 使 用	無・有(主たる用途：)
公 園 の 電 気 使 用	無・有(主たる用途：イルミネーション)
警 備 員 配 置	無(理由：) 有(理由：多くの車での来場が予想されるため。)
添 付 書 類	1 会場レイアウト 2 その他(警備員配置計画、)

行為許可の場合、準備・撤去記載な
いため記載

イベント等の目的や特
徴を簡素に
記入

別紙で添付
も可

警備員配置
を“有”で回
答の場合、
警備員配置
計画を提出

●市所有駐車場利用依頼書 記入例

市所有駐車場利用依頼書の様式については、任意です。同等の内容の分かる依頼での代替えも可能です。

市所有駐車場利用依頼書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

刈谷市長

住 所 愛知県刈谷市〇〇町〇〇
株式会社〇〇
申請者 氏 名 ○○ ○○
連絡先 ○〇-〇〇〇〇

下記のとおり、大手公園におけるイベント等利用に際して「イベント等利用における手引き」について同意の上、市所有の駐車場を利用したいので依頼します。

なお、駐車場利用に起因するトラブル等については、申請者が責任をもって対応します。

記

大手公園でのイベント名称	刈谷〇〇マルシェ
駐車場利用期間	①令和〇〇年〇〇月〇〇日 (○) ○時〇分～〇時〇分 ②令和〇〇年〇〇月〇〇日 (□) ○時〇分～〇時〇分
利用駐車場及び利用台数	<input checked="" type="checkbox"/> 職員第4駐車場 48台 <input checked="" type="checkbox"/> 市役所第2駐車場(立体駐車場) 200台 <input checked="" type="checkbox"/> イベント開催者 20台
利用予定者	<input checked="" type="checkbox"/> イベント参加者 228台 <input type="checkbox"/> その他() 台
人員配置図	別紙のとおり
周辺への配慮方法	・他の駐車場への不正利用がないようSNS等による事前周知 ・イベント当日の警備員の配置及び巡視
緊急連絡先	氏名:○○ ○○ 電話番号:〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
その他の	

イベント等の名称

イベント等期間内であること。

駐車上限
第4: 84台
立駐: 316台

利用内訳

苦情等発生しないような取組

イベント時に連絡の取れる連絡先